65歳超雇用推進助成金のご案内

高年齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主の方に、国の予算の範囲において、 以下の助成金を支給しています。

65歳超継続雇用促進コース

就業規則等により65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を規定し、当該就業規則の改定等について専門家等に委託し経費を支出したことなど一定の要件に当てはまる事業主に、対象被保険者数、定年等を引上げる年数等に応じて、以下の額を支給します。

・定年の引上げ又は定年の廃止、継続雇用制度の導入

30万円

10人以上

実施した制度	65歳への 定年引上げ	66~69歳への定年引上げ		70歳以上への	66~69歳の継続雇用への引上げ		70歳以上	16
引き上げた年数対象被保険者		5歳未満	5歳以上	定年引上げた年の廃止	4歳未満	4歳	の継続雇用 への引上げ	措置内
10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円	15万円	40万円	80万円	支給額(」

105万円 160万円 20万円

・他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66~6 継続雇用^	70歳以上の継続雇用への引上げ	
	4歳未満 4歳		
支給額(上限)	5万円	10万円	15万円

※ 令和3年3月31日までに支給申請を行い70歳未満の取組みによりに本コースを受給した事業主が、改正高齢法の施行に伴い、70歳以上の措置を導入した場合は、上記助成額から既受給額を差し引いた額を助成します。

60万円

100万円

※ 複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。

35万円

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

<u>認定された雇用管理整備計画</u>に基づき高年齢者雇用管理整備措置を実施した場合の、当該措置の実施に必要な<u>専門家への</u> <u>委託費等</u>及び当該措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウエア等の導入に要した経費を支給対象経費(注) とし、支給対象経費に60%(中小企業事業主以外は45%)を乗じた額を支給します。

なお、生産性要件を満たす事業主の場合は、支給対象経費の75%(中小企業事業主以外は60%)を乗じた額となります。

高年齢者雇用管理整備措置の種類	支給対象経費				
イ 高年齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善	 ○ 高年齢者の雇用管理制度の導入等(労働協約又は就業規則の作成・変更)に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費 ○ 上記の経費の他、左欄の措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウエア等の導入に要した経費(計画実施期間内の6か月分を上限とする賃借料またはリース料を含む) 				
ロ 労働時間制度の導入・改善					
八 在宅勤務制度の導入・改善					
二 研修制度の導入・改善					
ホ 専門職制度の導入・改善					
へ 健康管理制度の導入					
ト その他の雇用管理制度の導入・改善					

(注) その経費が50万円を超える場合は50万円。なお、企業単位で1回に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に 50万円の費用を要したものとみなします。

高年齢者無期雇用転換コース

<u>認定された無期雇用転換計画</u>に基づき50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象労働者1人につき48万円(中小企業事業主以外は38万円)を支給します。

なお、生産性要件を満たす場合は対象労働者1人につき60万円(中小企業事業主以外は48万円)となります。

また、対象労働者は1支給年度(4月~翌年3月まで)1適用事業所あたり10人までとなります。

※ 助成金の受給のためには、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第8条及び第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことなど、一定の要件を満たす必要があります。

<u>この度、当機構ホームページに助成金制度の説明動画を公開いたしました。</u>

各助成金の「支給申請の手引き」とあわせてご確認ください。 https://youtu.be/yWjgfKRu-3Y



独立行政法人高齡•障害•求職者雇用支援機構

山口支部 高齢・障害者業務課 (TEL:083-995-2050)



動画はコチラ↓

~65歳超雇用推進助成金のご案内~

助成金制度に係 る動画はこちら→



65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め の廃止、希望者全員を対象とする66歳以上 の継続雇用制度の導入、他社による継続雇 用制度の導入のいずれかの措置を実施す る事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

①労働協約または就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げること

②定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。また、 改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け 出ること

③1年以上継続して雇用されている60歳以上 の雇用保険被保険者が1人以上いること ④高年齢者雇用等推進者の選任及び**高年齢** 者雇用管理に関する措置(※1)の実施

支給額

・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の対象被保険者数、定年等の引上げ年数に応じて5万円から160万円

(e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進(f)賃金体系の見直

し、(g)勤務時間制度の弾力化のいずれか

高年齡者評価制度等雇用管理改善

高年齢者の雇用管理制度を整備するための措置(賃金制度、健康管理制度等)を実施した事業主の皆様を助成します。

措置はの内容

①高年齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、 労働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導 入

②法定の健康診断以外の健康管理制度(人間 ドックまたは生活習慣病予防検診)の導入

(注1)措置は、55歳以上の高年齢者を対象として労働協約または 就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用す ることが必要。

支給額

支給対象経費(注2)の60%《75%》、ただし中小企業 事業主以外は45%《60%》

(注2)措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費(経費の額に関わらず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものとみなします。)

【《》内は生産性要件(※2)を満たす場合】

高年齢者雇用管理に関する措置(※1)とは (a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等、(b)作業 施設・方法の改善、(c)健康管理、安全衛生の配慮、(d)職域の拡大、

(企業の場合)

生産性=営業利益+人件費+減価償却費+動産·不動産賃借料+租税公課 雇用保険被保険者数

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働 者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆 様を助成します。

主な支給要件

①高年齢者雇用等推進者の選任及び高年齢者雇用 管理に関する措置を1つ以上実施し、無期雇用転換制 度を就業規則等に規定していること

②無期雇用転換計画に基づき、無期雇用労働者に転換していること

③無期雇用に転換した労働者に転換後6ヶ月分(勤務 した日数が11日未満の場合は除く)の賃金を支給して いること

④雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていな いこと

支給額

- 対象労働者1人につき48万円 (中小企業事業主以外は38万円)
- ・生産性要件(※2)を満たす場合には対象労働 者1人につき60万円

(中小企業事業主以外は48万円)

お問合わせや申請は、都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪支部は高齢・障害者窓ロサービス課)までお願いします。そのほかに必要な条件、要件等もございますので、詳しくはホームページ(http://www.jeed.go.jp)をご覧ください。

独立行政法人



高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部 高齢・障害者業務課 TEL: 083-995-2050

令和3年度 65歳超雇用推進助成金のご案内

助成金制度に係る 動画はこちら →



65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します

主な支給要件

- ①労働協約又は就業規則で定めている定年年齢等を、平成28年10月19日以降、最も高い年齢に引上げること
- ②定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の 経費の支出があること。また、改正後の就業規則を労働 基準監督署へ届け出ること
- ③1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険 被保険者が1人以上いること
- ④高年齢者雇用等推進者の選任及び高年齢者雇用管理に 関する措置を1つ以上実施していること

支給額

・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の対象被保険者数、定年等の引上げ年数に応じて5万円から160万円

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用管理制度を整備するための措置(賃金制度、健康管理制度等)を実施した事業主の皆様を助成します。

措置 (注1) の内容

- ①高年齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等 の雇用管理制度の見直しもしくは導入
- ②法定の健康診断以外の健康管理制度(人間ドックまたは生活習慣病予防検診)の導入
- (注1)措置は、55歳以上の高年齢者を対象として労働協約または就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

支給額

支給対象経費(注2)の60%《75%》、ただし中小企業事業主以 外は45%《60%》

(注2)措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費、措置の実施に伴い 必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費(経費の額に関わらず、初回の 申請に限り50万円の費用を要したものとみなします。)

【《》内は生産性要件を満たす場合】

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期 雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します

主な支給要件

- ①高年齢者雇用等推進者の選任及び高年齢者雇用管理に 関する措置を1つ以上実施し、無期雇用転換制度を就業規 則等に規定していること
- ②無期雇用転換計画に基づき、無期雇用労働者に転換していること
- ③無期雇用に転換した労働者に転換後6ヶ月分(勤務した日数が11日未満の日は除く)の賃金を支給していること ④雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていないこと

支給額

- ・対象労働者1人につき48万円(中小企業以外は38万円)
- ・生産性要件を満たす場合には対象労働者1人につき 60万円(中小企業事業主以外は48万円)



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部 高齢・障害者業務課 (TEL:083-995-2050)

『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて 6%以上伸びていること(生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による 離職者を発生させていないこと)』が<mark>生産性要件</mark>を満たしている場合となります。

生産性 = 営業利益十人件費+減価償却+動産・不動産賃借料+租税公課 雇用保険被保険者敷

■お問合せや申請は、都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)までお願いします。詳しくはホームページ(http://www.jeed.go.jp)をご覧ください。